

平成28年4月  
スタート

**障害者差別解消法**

障害のある人もない人も、みんなが安心して暮らせるまちへ

問 障害福祉課 代表 ☎



**「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行されました**

この法律は、障害を理由とする差別を無くし、障害のある人もない人も分け隔てなくお互いの人格と個性を尊重し合いながらともに暮らす社会をつくることを目的としています。

4/1(金)から市役所本庁舎に手話通訳者を配置します

配置日 月曜～金曜日  
※祝日を除く

時間 9:00～17:00  
※12:00～13:00を除く



障害を理由とした差別には、「不当な差別的取り扱い」と「合理的配慮の不提供」があります

**不当な差別的取り扱い**

正当な理由がなく、障害を理由に拒否したり、他の人にはない条件をつけることをいいます。行政機関・民間事業所が行うことは禁止されました。



例えば、車いすを理由に入店を拒否することは不当な差別的取り扱いに当たります。

**合理的配慮の不提供**

障害のある人から何らかの配慮を求める意志の表明があったのに「社会的障壁」を取り除くため必要かつ合理的な配慮をしないことをいいます。合理的配慮の提供は行政機関は義務、民間事業所は努力義務となりました。

例えば、聴覚障害のある人が筆談などによる商品の説明を求めたが拒否され商品の購入ができないことは合理的配慮の不提供に当たります。



**社会的障壁**

障害のある人にとって、日常生活や社会生活をおくる上で障壁となるものです。利用しにくい施設や設備などの社会における事物、利用しにくい制度、障害のある人の存在を意識していない慣習や文化、障害のある人への偏見のことをいいます。

障害を理由とする差別に関わる相談は  
障害福祉課 代表 ☎(0583-0294) syogaif@city.hino.lg.jp



**介護予防・日常生活支援総合事業が始まります** 問 高齢福祉課 代表 ☎

高齢者が、住み慣れた地域で、いつまでも安心して暮らし続けることができるように、地域全体で高齢者を支え、高齢者自身も自らの能力を最大限に生かして、要介護状態にならないように予防することが大切です。その取り組みとして、介護保険制度に「介護予防・日常生活支援総合事業」が創設されました。日野市では、平成28年4月から開始します。

**介護予防・日常生活支援総合事業**

高齢者の介護予防と自立した日常生活の支援を目的とした事業で、「介護予防・生活支援サービス事業」と「一般介護予防事業」の二つから成ります。地域のさまざまな資源を活用して、高齢者に対して心身の状況に合わせた事業を行います。ご利用の際は、お近くの地域包括支援センターにご相談ください。

**介護予防・生活支援サービス事業**

**事業の種類と内容**

第1号訪問事業 (訪問サービス)	排泄、入浴、食事、着替えなどの身体介護や掃除、洗濯、買い物などの日常生活上の援助を行うサービス
第1号通所事業 (通所サービス)	生活機能向上のための機能訓練や運動、レクリエーションなどや高齢者が自由に集える場などを提供するサービス

**利用対象者**

- ①要介護認定で要支援1・2の認定を受けた方
- ②基本チェックリストなどにより要支援相当と判定された65歳以上の方  
※当該サービス以外の介護保険サービス(福祉用具貸与など)を利用する場合は、要支援の認定が必要です

事業	第1号訪問事業 (訪問サービス)			第1号通所事業 (通所サービス)		
	重点ケア型	混合ケア型	生活援助型	重点ケア型	混合ケア型	生活援助型
利用対象者	身体介護が必要であり、認知機能の低下や退院直後で状態が変化しやすい方	左記の状態ほど重くないが、身体介護が必要な方	左記のいずれにも該当しない、要支援相当の方	身体介護が必要であり、認知機能の低下や退院直後で状態が変化しやすい方	左記の状態ほど重くないが、身体介護が必要な方	左記のいずれにも該当しない、要支援相当の方
提供者	介護福祉士などの有資格者	介護福祉士などの有資格者または無資格者(サービス内容により選択)	無資格者	通所介護事業所など市が指定する施設	通所介護事業所、スポーツクラブ、接骨院など市が指定する施設	
回数	週1～2回、1時間※要支援1の方の場合			週1回、2時間※要支援1の方の場合		
料金※	1,291円	1,161円	1,031円	1,759円	1,640円	1,367円

※料金は1カ月に掛かる自己負担の費用とし、要支援1で自己負担が1割の方としています。なお、第1号通所事業の混合ケア型および生活援助型においては、施設利用定員15人以下のものです

今まで予防給付の「介護予防訪問介護」、「介護予防通所介護」を利用されていた方は、引き続き同じサービスを平成29年3月31日まで受けられます。

**一般介護予防事業**

65歳以上の全ての高齢者が利用できるサービスです。自宅の近くで介護の予防ができるように、徒歩15分圏内の場所に、週1回程度の通いの場ができるような地域づくりを進めます。

★介護予防普及啓発事業

介護予防の必要性や重要性を周知するための知識の普及活動を行います。

★地域介護予防活動支援事業

体操教室など地域の住民が自主的に介護予防に取り組めるような育成や支援を行います。